

## 北勢線の魅力を探る会 会則

### (名称)

第1条 本会は、北勢線の魅力を探る会と称します。

### (目的)

第2条 三岐鉄道北勢線の存続を願い、その沿線の魅力ある人物、文物、史跡などを訪ね、地域との交流を図るとともに、北勢線の活性化に役立つことを目的とします。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行います。

(1)「北勢線の魅力を探る」の企画および実施。

(2)その他前条の目的を達成するために必要な事業。

### (会員)

第4条 本会の目的に賛成する人なら、どなたでも会員になることが出来ます。

### (代表者)

第5条 本会の会務を総理するため、代表者を1名置くとともに、必要に応じて副代表者を数名置きます。

### (会計)

第6条 本会の経費は、参加費、その他の収入をもって充てます。

### (事務局)

第7条 本会の事務を処理するため、代表者宅に事務局を置きます。

### (補則)

第8条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会員が協議して決めます。

### (付則)

第9条 この会則は2008(平成20)年1月7日に制定しました。